

新潟県条例第40号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動別表細目項等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動後別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等(以下この条において「削除別表細目項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務)であっては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、 <u>糸魚川市</u> 、 <u>上越市</u> 、 <u>胎内市</u> 及び <u>粟島浦村</u> に限る。	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務)であっては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、 <u>上越市</u> 及び <u>胎内市</u> に限る。
9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣に	新潟市、長岡市、 <u>三条</u>	9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣に	新潟市、長岡市、 <u>三条</u>

<p>よる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>市、柏崎市、十日町市、燕市、<u>糸魚川市</u>、<u>上越市</u>、<u>佐渡市</u>、<u>胎内市</u>及び<u>粟島浦村</u></p>	<p>よる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>市、柏崎市、十日町市、燕市、<u>上越市</u>、<u>佐渡市</u>及び<u>胎内市</u></p>
(略)		(略)	
<p>12 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(自然公園及び自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項に規定する指定区域(以下この項において「指定区域」という。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(34) (略)</p>	<p>国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町村(新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、<u>燕市</u>、<u>糸魚川市</u>、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。)</p>	<p>12 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(自然公園及び自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項に規定する指定区域(以下この項において「指定区域」という。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(34) (略)</p>	<p>国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町村(新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、<u>糸魚川市</u>、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。)</p>
(略)		(略)	
<p>14 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、</p>	<p>新潟市、三</p>	<p>14 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、</p>	<p>新潟市、三</p>

次に掲げるもの（国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(65) (略)	条市、 <u>柏崎市</u> 、 <u>燕市</u> 、 <u>上越市</u> 及び <u>佐渡市</u>
(略)	
18 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第5項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第3項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1)・(2) (略)	新 <u>潟市</u> 、 <u>三条市</u> 及び <u>燕市</u>
(略)	
(4) 防災局関係	
事 務	市町村
(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(78) (略) (79) <u>液化石油ガス保安規則第77条第6項</u> の規定による保安検査証の交付 (80)～(82) (略) (83) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第6項</u> の規定による保安検査証の交付 (84)・(85) (略) (86) <u>コンビナート等保安規則第34条第6項</u> の規定による保安検査証の交付	(略)
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
1の10 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（ <u>居宅サービス</u> 、 <u>施設サービス</u> 又は <u>介護予防サービス</u> に	(略)

次に掲げるもの（国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(65) (略)	条市、 <u>柏崎市</u> 、 <u>上越市</u> 及び <u>佐渡市</u>
(略)	
18 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第5項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第3項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1)・(2) (略)	新 <u>潟市</u> 及び <u>三条市</u>
(略)	
(4) 防災局関係	
事 務	市町村
(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(78) (略) (79) <u>液化石油ガス保安規則第77条第4項</u> の規定による保安検査証の交付 (80)～(82) (略) (83) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第4項</u> の規定による保安検査証の交付 (84)・(85) (略) (86) <u>コンビナート等保安規則第34条第4項</u> の規定による保安検査証の交付	(略)
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
1の10 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（ <u>居宅サービス</u> 、 <u>居宅介護支援</u> 、 <u>施設サービス</u> 又は <u>介護</u>	(略)

<p>関するものに限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>予防サービスに関するものに限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス又は介護予防サービスに関するものに限る、次に掲げるものを除く。次号及び第31号において同じ。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2)～(18) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）、<u>新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）</u>及び新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス、<u>居宅介護支援</u>又は介護予防サービスに関するもの）に限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定</u></p> <p>(20) <u>法第79条の2第1項の規定による指定の更新</u></p> <p>(21) <u>法第82条第1項の規定による変更又は再開の届出の受理</u></p> <p>(22) <u>法第82条第2項の規定による廃止又は休止の届出の受理</u></p> <p>(23) <u>法第83条第1項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</u></p> <p>(24) <u>法第83条の2第1項の規定による勧告</u></p> <p>(25) <u>法第83条の2第2項の規定による公表</u></p> <p>(26) <u>法第83条の2第3項の規定による命令</u></p> <p>(27) <u>法第83条の2第4項の規定による公示</u></p> <p>(28) <u>法第83条の2第5項の規定による通知の受理</u></p> <p>(29) <u>法第84条第1項の規定による指定の取消し又は効力の停止</u></p> <p>(30) <u>法第84条第2項の規定による通知の受理</u></p>	<p>(略)</p>

<p>(19) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（第1号エからカまでに掲げるものを除く。<u>次号から第30号まで</u>において同じ。）</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p>		<p>(31) <u>法第85条の規定による公示</u></p> <p>(32) 法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（第1号エからカまでに掲げるものを除く。<u>次号から第43号まで</u>において同じ。）</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) (略)</p> <p>(44) (略)</p>	
<p>3 母体保護法（昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	<p>新潟市、三条市、村上市、糸魚川市、阿賀野市、南魚沼市、聖籠町、関川村及び粟島浦村</p>	<p>3 母体保護法（昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	<p>新潟市、三条市、村上市、糸魚川市、南魚沼市、聖籠町、関川村及び粟島浦村</p>
		<p>3の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第6条第1項の規定による支給認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定による支給認定の変更の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出に係る書類の受理及び県へ</p>	<p>新潟市</p>

3の2 (略)	(略)

(略)

(6) 産業労働観光部関係

事 務	市町村
-----	-----

(略)

1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)・(2) (略)	上越市
--	-----

2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	長岡市、新発田市、小千谷市、糸魚川市及び五泉市
---	-------------------------

(略)

(7) (略)

(8) 農地部関係

事 務	市町村
-----	-----

1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、
---	--

の送付 (4) 省令第26条の規定による医療受給者証の再交付の申請に係る書類の受理及び県への送付	
---	--

3の3 (略) (略)

(6) 産業労働観光部関係

事 務	市町村
-----	-----

(略)

1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)・(2) (略)	新発田市、小千谷市、糸魚川市、五泉市及び上越市
--	-------------------------

2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	長岡市、小千谷市及び五泉市
---	---------------

(略)

(7) (略)

(8) 農地部関係

事 務	市町村
-----	-----

1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、
---	--

	阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津 南 町、関 川村及 び粟島 浦村		出雲崎 町、湯 沢町、 津 南 町、関 川村及 び粟島 浦村
(略)		(略)	
(9) (略)		(9) (略)	

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)</td> <td>村 上 市、<u>上</u> 越 市、 阿賀野 市、南 魚 沼 市、聖 籠町、 関川村 及び粟 島浦村</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	村 上 市、 <u>上</u> 越 市、 阿賀野 市、南 魚 沼 市、聖 籠町、 関川村 及び粟 島浦村	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)</td> <td>上 越 市、阿 賀 野 市、南 魚 沼 市、聖 籠町、 関川村 及び粟 島浦村</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	上 越 市、阿 賀 野 市、南 魚 沼 市、聖 籠町、 関川村 及び粟 島浦村
事 務	市町村												
(略)													
3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	村 上 市、 <u>上</u> 越 市、 阿賀野 市、南 魚 沼 市、聖 籠町、 関川村 及び粟 島浦村												
事 務	市町村												
(略)													
3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	上 越 市、阿 賀 野 市、南 魚 沼 市、聖 籠町、 関川村 及び粟 島浦村												

(新潟県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第3条 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		<p>(事務処理の特例)</p> <p>第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)	
事 務	市町村								
(略)									
事 務	市町村								
(略)									

1の2 次に掲げる事務 (1)・(2) (略)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市及び上越市	1の2 次に掲げる事務 (1)・(2) (略)	長岡市、三条市及び上越市
(略)		(略)	
2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)	十日町市、見附市、村上市、燕市及び五泉市	2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)	十日町市、見附市、村上市及び燕市
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に母体保護法（昭和23年法律第156号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）並びに新潟県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。